

第21回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年8月9日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	欠	6番	松葉 里美	出
8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出	10番	岡田 康平	出
11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出	13番	片岡 節男	出
14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出			

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 10時00分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは、第21回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第21回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第21回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、1番議席多湖文貴委員と、2番議席伊藤幸子委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第39号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第40号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第39号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第40号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は1件17筆1,559m²です。 <2番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畠です。 目的は集合住宅用地です。すでに一部宅地となっていましたので、始末書が添付されております。</p> <p>報告第39号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p>
議長	

		<p>また、報告第 40 号については、員弁町の市街化区域の 5 条の転用届出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願ひします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第 4)	議長	<p>続きまして、議案第 116 号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 4 議案第 116 号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。令和 6 年 8 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>令和 6 年 7 月 20 日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会に対して意見を求めてきております。</p> <p>市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。</p> <p>農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。</p> <p>なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第 4 条又は 5 条による転用申請を行う必要があります。</p> <p>今回の変更事項は、農用地除外 1 件 2 筆、面積 230 m²です。</p> <p>申出地は、大安町平塚地内の畠です。除外後農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、大安町平塚の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 230 m² を車庫及び農業用資材置場用地へ転用したい旨の計画です。</p>

	<p>今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。</p> <p>以上1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、1月と7月年2回の審議になります。</p> <p>この案件につきましては、8月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第116号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
伊藤治義委員	<p>私が農業委員になって初めての内容の議案ですが、年2回の締め切りに申出をすれば、農振除外の検討がなされるということですが、市が該当と認めれば計画変更を作成し、農業委員会に意見を求めるということですか。</p>
事務局	<p>おしゃる通りです。</p>
伊藤治義委員	<p>今までに案件が無かったということですか。</p>
事務局	<p>現在の農業委員メンバーでは、初めての議案です。</p>
議長	<p>他に特に無いようですので、これより議案第116号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、議案第117号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第117号</p> <p>農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りします。</p> <p>今回の案件は、全て中間管理機構分で、7件、9筆、総面積9,721m²であることを報告します。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。今回は、すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第117号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第6 議案第118号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、10件、14筆、面積8,947m²です。</p> <p><19番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の畠です。 譲受人である藤原町上之山田の[REDACTED]が、愛知県豊橋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、1,113m²を贈与により譲り受けの申請です。</p> <p><20番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の畠です。 譲受人である員弁町笠田新田の[REDACTED]が岐阜県大垣市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆758m²を贈与により譲り受けの申請です。</p> <p><21番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の田です。 譲受人である北勢町中山の[REDACTED]が、北勢町中山の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆1,514m²を売買により譲り受けの申請です。</p> <p><22番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畠です。 譲受人である員弁町笠田新田の[REDACTED]が、東員町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆106m²を売買により譲り受けの申請です。</p> <p><23番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の田です。 譲受人である東員町の[REDACTED]が、藤原町古田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆317m²を売買により譲り受けの申請です。 なお、隣接農地を宅地転用し併せて畠として利用予定です。</p> <p><24番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。</p>

	<p>讓受人である大安町石榑南の [REDACTED] が、同じく大安町石榑南の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆 2,200 m² を売買により譲り受ける申請です。なお、現状山林化しておりますが、営農計画によると伐開伐根しお茶を栽培します。</p> <p><25 番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。</p> <p>讓受人である大安町石榑北の [REDACTED] が、大安町石榑北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 304 m² を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><26 番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の田です。</p> <p>讓受人である大安町宇賀新田の [REDACTED] が、木曽岬町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 2,165 m² を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><27 番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畠です。</p> <p>讓受人である北勢町麻生田の [REDACTED] が、桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 277 m² を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><28 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。</p> <p>讓受人である北勢町其原の [REDACTED] が、同じく北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 193 m² を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上 10 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、 [REDACTED] 委員に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、当議案のみ [REDACTED] 委員を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第 118 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第 7)	議長	<p>続きまして、議案第 119 号から議案第 122 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p>
(日程第 8)		
(日程第 9)		
(日程第 10)		<p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 7 議案第 119 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和 6 年 8 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、9 件、10 箔で 5,854 m²です。</p> <p><19 番案件>は、藤原町西野尻地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。</p> <p>転用計画としては、東員町の [REDACTED] が藤原町古田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 箔、347 m² を隣接宅地 15.07 m² と併せて個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後に既設の道路側溝に放流します。</p> <p><20 番案件>は、大安町梅戸地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、北勢町西貝野の [REDACTED] が大安町梅戸の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 箔、1,623 m² を隣接山林 2,280 m² と併せて、事業用車両の駐車場用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行います。</p> <p>取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。</p> <p><21 番案件>は、員弁町大泉新田地内の田です。農地区分は、3 種農地です。</p> <p>転用計画としては、四日市市に住所を有する [REDACTED]</p>

が員弁町大泉新田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、552 m² を取得し、2 棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は 45 cm の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は集水後に既設の道路側溝へ放流します。

<22 番案件>は、北勢町川原地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大阪市の [REDACTED] が北勢町川原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,216 m² を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

すでに、砂利敷して雑種地にしておりますので、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみを行います。周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<23 番案件>は、藤原町上之山田地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [REDACTED] が藤原町上相場の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、477 m² を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。

<24 番案件>は、藤原町上之山田地内の畠です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [REDACTED] が藤原町上相場の [REDACTED] 、 [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、523 m² を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透させます。

<25 番案件>は、員弁町下笠田地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、桑名市の [REDACTED] 、 [REDACTED] が員弁町下笠田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、297 m² を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲

み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<26番案件>は、北勢町其原地内の畠です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東員町の[REDACTED]が名古屋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、491m²を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

<27番案件>は、北勢町奥村地内の畠です。農地区分は、1種農地です。

転用計画としては、北勢町其原の[REDACTED]が東員町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、328m²を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第8 議案第120号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、6筆で、1,885.96m²です。

<11番案件>は、大安町高柳地内の田です。農地区分は、農用地です。

転用計画としては、名古屋市の[REDACTED]が大安町高柳の[REDACTED]が所有する議案書に記載の6筆、1,885.96m²を、作業用地へ転用したい旨の計画です。

作業計画としては、許可後、10月から3月の間に、送電線及び電柱の撤去用の作業用地として、一時転用する目的です。

施工方法としては、ヤード内に鉄板敷き等を行います。復旧計画としては、鉄板敷きを撤去後、耕起を行い現況復旧を行います。

耕作者である高柳地区営農管理組合には事業計画を説明済みであります。了承を得ております。

続きまして、日程第9 議案第121号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で、307 m²です。

<10番案件>は、大安町南金井地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては大安町石榑東の[REDACTED]が大安町南金井の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、307 m²を隣接宅地と併せて477.52 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設の水路に放流します。

続きまして、日程第10 議案第122号

農地法第5条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年8月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で、328 m²です。

<12番案件>は、北勢町塩崎地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては名古屋市の[REDACTED]が北勢町二之瀬の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、328 m²を太陽光発電施設のための地上権を設定し、転用したい旨の計画です。

土地造成については整地を行い、周囲にはフェンスを設置しま

	<p>す。</p> <p>取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。</p>
	<p>以上 5 条所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定の計 12 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましては、8 月 2 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 119 号から議案第 122 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定及び地上権設定許可申請について」12 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
伊藤治義委員	<p>一点は、5 条所有権の最後の案件ですが、1 種農地のことですがなぜ 1 種農地になりますか。1 種農地は農振農用地とどう違いますか。</p>
事務局	<p>農振農用地と 1 種農地は別物です。まず農用地と白地農地に分かれていますが、その白地農地の中に 1 種・2 種・3 種農地の区分があります。転用するに当たっては、それぞれの基準というものが農地法施行規則の中にて決まっています。その場所とか要件とかを考えて、県と協議して 1 種や 2 種などを決めています。</p>
伊藤治義委員	<p>分かりました。</p> <p>もう一点、5 条賃貸借の中部電力の案件ですが、鉄塔やヤードなどは許可無しにできると聞いていますが、撤去する場合は地元では許可なく行われていました。なぜ今回は申請が必要なのですか。</p>
事務局	<p>事前に県と協議して、この案件は一時転用に当たるとして転用申請が必要となりました。県の判断となります。</p>

	<p>議長</p> <p>他に特に無いようですので、議案第 119 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」から議案第 122 号「農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」の 4 議案を一括採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>多数挙手です。</p> <p>よって、これら 4 議案に対する当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第 11)	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第 123 号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 11 議案第 123 号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和 6 年 8 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 2 件、2 筆、667 m²です。</p> <p><15 番案件>の申請地は、藤原町坂本地内の台帳地目、田です。願出者は四日市市の [] で、昭和 60 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><16 番案件>の申請地は、員弁町岡丁田地内の台帳地目、畠です。願出者は東京都調布市の [] で、平成 14 年以前から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 2 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。</p>

		何か質問はありますか。
		他に特に無いようですので、議案第123号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。
		よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。
		事務局から何かありますか。
		次回は、9月3日午前9時から現地調査、6番議席松葉里美委員と11番議席中村正治委員は出席をお願いします。
		次回委員会は、9月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして第21回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
【午前10時00分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者